孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 【分科会 1 (第 1 回)】 議事次第

令和4年6月27日(月)

16:00~17:00

(オンライン開催)

- ○「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方
- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 導入
 - ・分科会の目的/分科会1について
 - (2) 意見交換
 - ・①制度を知らない層
 - ・②制度は知っているが相談できない層
 - (3) その他
- 3 閉会

分科会1(第1回) プログラム

- ■日 時 令和4年6月27日(月)16:00~17:00
- ■開催方法 ズームを活用したオンラインミーティング
- ■プログラム

時間	項目	担当(進行)	資料
16:00~	導入 分科会の目的/プログラムの説明	内閣官房	有(議事 次第)
16:05~	分科会 1 について/配布資料の説明	あなたのいばしょ /新公益連盟	有
16:15~ (20分)	意見交換 「①制度を知らない層」の意見聴取	同上	無
16:35~ (20分)	「②制度は知っているが相談できない 層」の意見聴取	同上	無
16:55~	次回に向けた連絡	内閣官房	無

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として令和4年2月に設立。

主な活動

1. 複合的・広域的な連携強化活動

(1)分科会開催

- ・孤独・孤立に係る課題等のテーマ毎に分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論。 分科会 1 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」 分科会 2 「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・ 民間・NPO等の役割の在り方」
 - 分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」
- <u>(2)孤独・孤立に関する現場課題ワークショップ</u>
 - ・孤独・孤立対策に関する実務者が日々の実践から感じる現状や課題に対する対応策を議論。
 - ・3月30日、ワークショップ「"多様な各種の居場所"の多様性と種別について」を開催
- (3) 自治体実務相談事業

2. 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

- 〇より多くの方に孤独・孤立対策を認識してもらうため、理念や連携の事例、実態把握調査 の結果などに関するシンポジウムを令和4年度内に複数回開催予定。
- ・6月**21**日、シンポジウム「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果に見る課題の背景と取組」を開催

3. 情報共有、相互啓発活動

- <u>(1)会員向け情報共有・情報発信</u>
 - ・関係団体の活動紹介や支援情報などをメールマガジン形式で3月下旬から週1回程度発信。
- ・プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問しご紹介する「事務局訪問記」を実施。
- (2) 孤独・孤立に関する調査
 - ・孤独・孤立に資するNPO法人等への調査の実施(令和4年度)など

体制

※会員数257団体(令和4年6月15日時点)

会員 (150)

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、関係府省庁等

幹事会

- ・会員の中から選出
- ・総会へ議案提出等運営に必要な事項を実施

協力会員 (95)

経済団体、地方自治体など 本会活動を協力する団体 ※都道府県・政令指定都市 は全て会員登録済

替助会員 (12)

民間団体・助成団体等など 本会活動を支援する団体

孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおける分科会について

1. 分科会の趣旨

孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、必要に応じて会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論することとしている。

【規約第21条「活動の必要に応じて、本会に会員の一部により組織された分科会等を設置することができる。」】

2. 当面の分科会の設置

「孤独・孤立対策を推進する上での基本となる事項であり、かつ会員間で共通する課題である事項」として、まずは以下の3つのテーマの分科会を設けることとした。

分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、<u>支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会</u>に向けて、<u>孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方</u>を検討。

担当幹事団体

あなたのいばしょ(SNSコンソーシアム)、新公益連盟

分科会2 「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方し

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、<u>切れ目なく息の長いきめ細かな支援</u>や、<u>地域における包括的支援</u>を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

担当幹事団体

全国社会福祉協議会、全国社会福祉法人経営者協議会、日本NPOセンター、生活困窮者自立支援全国ネットワーク

分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、<u>ワンストップの相談窓口等の一元的な相談</u> 支援体制(統一的な相談ダイヤル等)や、<u>地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携</u>等について、実務 的な相互連携の在り方を検討。

担当幹事団体

自殺対策支援センターライフリンク、日本いのちの電話連盟、よりそいホットライン、生活困窮者自立支援全国ネットワーク、 全国 社会福祉協議会

分

科

1. 孤独・孤立対策の現状

<新型コロナ感染拡大前> 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化 <新型コロナ感染拡大後> 交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化

2. 孤独・孤立対策の基本理念

(1)孤独・孤立双方への社会全体での対応

- ▷ 孤独・孤立は、
- 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
- ・当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの。社会全体で対応しなければならない問題。
- ・心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- ▷「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態 「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態 当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、<u>孤独・孤立双方を一体で捉え</u>、多様なアプローチや手法により対応。「望まない<u>孤独」と「孤立」を対象として</u>取り組む。
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要。 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「誰もが自己存在感・自己有用感を 実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指し て取り組む。「予防」の観点からの施策の在り方を検討。

(2)当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- ▷ 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様
- ▷ 当事者のニーズ等も多様。配慮すべき事情を抱える方、家族等が困難を抱える場合も存在
- **まずは当事者の目線や立場に立って**、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
- その時々の当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細やかな施策を推進
- 孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

(3)人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰か等と<mark>対等につながり、「つながり」を実感できることが重要。</mark>このことが孤独・孤立の問題の解消にとどまらずウェルビーイングの向上にも資するとの考え方で施策を推進。
- 地域によって社会資源の違いがある中で、当事者や家族等を支援するため、行政・民間の各種施 策・取組について有機的に連携・充実
- <mark>関係行政機関(特に基礎自治体)</mark>において、既存の取組も活かして孤独・孤立対策の<mark>推進体制</mark>を整備。 社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との密接な連携により、安定的・継続的に施策を展開

3. 孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- |①孤独・孤立の実態把握
- ・孤独・孤立の実態把握、データや学術研究の蓄積、「予防」の観点から施策の在り方を検討
- |②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- ・継続的・一元的な情報発信、各支援施策をつなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等
- ③声を上げやすい環境整備
- ・「<mark>支援を求める声を上げることは良いこと</mark>」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を _ 上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報及び普及啓発、教育等

(3)見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保
- ・多様な各種の「居場所」づくり、「つながり」の場づくりを施策として評価し効果的に運用
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
- ・当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進
- ③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等
- ・いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信
- ④地域における包括的支援体制の推進
- ・地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

△「①相談支援体制の整備(電話·SNS相談の24時間対応の推進等)

(2)状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる

- ・包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進
- ②人材育成等の支援
- ・相談支援に当たる人材の確保・育成・資質向上、相談支援に当たる人材への支援
- (4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する
- ①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
- ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成支援
- ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

4. 孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめたもの。関係府省は、本計画の各施策それぞれの目標達成に向けて着実に取組を進める。
- 関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的な取組を総合的に実施。関係府省において事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく。
- 特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援 の 毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらの際には「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等。

経済財政運営と改革の基本方針2022 (令和4年6月7日閣議決定)抄

第2章 新しい資本主義に向けた改革

- 2. 社会課題の解決に向けた取組
- (2) 包摂社会の実現

(孤独・孤立対策)

「孤独・孤立対策の重点計画」58 の施策を着実に推進するとともに、さらに全省庁の協力による取組を進める。実態調査結果を踏まえた施策の重点化と「予防」の観点からの施策の充実を図り、重点計画に適切に反映する。いわゆる「社会的処方」の活用、ワンストップの相談窓口の本格実施に向けた環境整備、食・住など日常生活での孤独・孤立の軽減、ひきこもり支援に資する支援策の充実とともに、アウトリーチ型のアプローチや同世代・同性の対応促進のための取組を推進し、確実に支援を届ける方策を講ずる。官民一体で取組を推進する観点から、国の官民連携プラットフォームの活動を促進し、複数年契約の普及促進等によりNPO等の活動を継続的にきめ細かく支援するとともに、地方における官民連携プラットフォームの形成に向けた環境整備に取り組む。あわせて、支援者支援など孤独・孤立対策に関するNPO等の諸活動への支援を促進する方策の在り方を検討する。

若者・女性の自殺者数の増加に対するSNSを含むきめ細かい相談支援など、見直しが予定されている「自殺総合対策大綱」59に基づき、自殺総合対策を推進する。

⁵⁸ 令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定。

⁵⁹ 平成29年7月25日閣議決定。

分科会1について

分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討。

幹事団体

特定非営利活動法人 あなたのいばしょ(SNS 相談コンソーシアム) 特定非営利活動法人 新公益連盟

目標

「声を上げやすい・声をかけやすい」社会の実現を目指し、孤独・孤立についての理解・意識を浸透させつつ、

- ①制度を知らない層: 当事者が利用できる支援情報が届くようにする。
- ②制度は知っているが相談できない層:スティグマの解消に向けた取組により、相談がしやすい社会を目指す。
- ③相談者となる層:様々なステークホルダーを取り込み、機運醸成を図る。

「対象と目標と対策」

対象	目指すもの	考えられる対策等(例)
7325	1717 007	「プッシュ型」で支援情報を届ける
		例: 転入・転出時のアブ [°] ローチ
	必要な情報が届くようにする	例: 母子手帳交付対象者への情報提供
①制度を知らない層	制度や情報に触れる機会を増やす	AC広告、検索連動型広告等の広告を出す ・イベント、キャンペーンによる周知
		ワンストップのポータルサイト(チャットボット)等を公共 機関等のHPに掲載する
		学校や職場、地域などで制度について学ぶ、周知する 機会を作る
		・相談対応の時間帯、曜日等の拡大
	相談へのハードルを下げる ・支援を受ける手続きなどをわかりやすくする	・統一ダイヤルの構築 ・制度申請の簡易化やオンライン化、自動ツールの導入など
	相談できる社会環境をつくる ・相手への迷惑や負担を気にすること、遠慮や我 慢をなくす	相談をしてもいいと思えるような情報発信、広報 ・イベント、キャンペーンによる周知 ・制度活用の情報やチラシを公的機関以外にも常備
②制度は知っているが相談できない層		日常のなかで制度や相談機関と接する機会を増やす・制度活用の情報やチラシを公的機関以外にも常備
		制度や相談機関のスティグマをなくす・減らすような広報、発信・メッセージ・制度を活用することは権利であるとの認識の周知
		AC広告等の広告を出す
	社会的理解や関心を高める	
	関われるタイミングやきっかけを作る	学校や職場、地域などで制度について学ぶ、周知する機会を作る、支え手になる方法を学ぶ、周知する機会をつくる・イベント、キャンペーンによる周知
③相談者(相談を受ける人)になり うる層		身近な実践者の事例の紹介
	相談者になることをためらう人の弊害をなくす	
		・孤独・孤立の理解者を増やすサポーター養成講座のような仕組みの検討・上記のサポーターからステップアップする研修の検討・ゲートキーパー等既存の研修の充実

「人々のつながりに関する基礎調査(令和3年)調査結果の概要」(抜粋)

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和3年) 調査結果のポイント

内閣官房孤独・孤立対策担当室

調査の背景

- 長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立の問題が社会問題として一層深刻化・顕在化する中、令和3年2月より、 孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進(令和3年12月に「孤独・孤立対 策の重点計画」を策定)
- 施策の推進に当たり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、令和3年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施(調査は統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査として実施)

調査の実施概要

正式名称	人々のつながりに関する基礎調査
調査目的	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ること
調査対象	全国の満16歳以上の個人: 2万人(無作為抽出による)
調査方法	内閣官房から調査対象者あてに調査書類を郵送。調査対象者はオンライン又は郵送により回答 (※調査は株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施)
調査期日	令和3年12月1日(調査への回答期限:令和4年1月21日)
調査事項	孤独や孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等(全27間)
回答数	調査書類の配布数: 20000件 有効回答数: 11867件 (有効回答率59.3%)
結果公表	令和 4年 4月 8日※

[#]調査結果は内閣官房現後・現立対策担当室IBDサイト(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/index.html)及び 政府統計ポータルサイト(https://www.e-stat.go.jp/)に掲載

(1)孤独感(直接質問)別支援を受けていない人の理由

孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人のうち、現在、行政機関やNPO等の民間団体から困りごとに対する支援(対価を直接支払うものを除く。)を受けていない人のその理由は、「支援が必要ではないため」が60.5%で最も高くなっている。

【図1-52】孤独感(直接質問)別支援を受けていない人の理由【複数回答】

										(%)
	n	支援が必要ではないため	できる程度であるため支援が必要だが、我慢	わからないため支援の受け方が	手続が面倒であるため支援を受けるための	恥ずかしいと感じるため支援を受けるのが	相手に負担をかけるため支援を受けると	(支援対象外の場合を含む)断られたため 支援を申し込んだが	その他	無回答
全体	10,581	85.0	6.8	7.2	2.9	1.2	0.7	0.5	2.5	1.8
しばしばある・常にある	451	60.5	13.7	23.3	9.1	4.2	4.2	2.7	8.2	1.3
時々ある	1,478	74.4	12.4	12.4	5.0	2.8	1.4	1.4	3.5	2.4
たまにある	1,812	82.2	8.9	9.4	4.1	1.8	1.2	0.3	3.0	1.5
ほとんどない	4,201	89.2	5.0	4.5	1.8	0.5	0.3	0.3	1.9	1.6
決してない	2,572	91.3	3.7	4.0	1.6	0.3	0.2	0.2	1.6	1.9

(2)孤独感(間接質問)別支援を受けていない人の理由

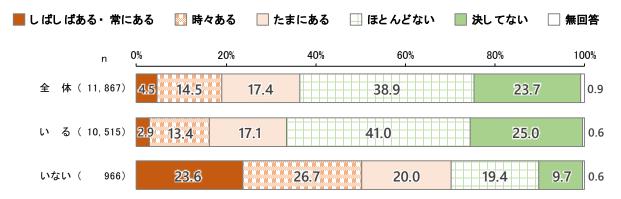
孤独感スコアが「10~12点」という人のうち、現在、行政機関やNP0等の民間団体から困りごとに対する支援(対価を直接支払うものを除く。)を受けていない人のその理由は、「支援が必要ではないため」が60.4%で最も高くなっている。

【図1-53】孤独感	(間接質	(間接質問) 別支援を受けていない人の理由【複数回答】								(%)
	n	支援が必要ではないため	できる程度であるため支援が必要だが、我慢	わからないため支援の受け方が	手続が面倒であるため支援を受けるための	恥ずかしいと感じるため支援を受けるのが	相手に負担をかけるため支援を受けると	(支援対象外の場合を含む)断られたため 支援を申し込んだが	その他	無回答
全体	10,581	85.0	6.8	7.2	2.9	1.2	0.7	0.5	2.5	1.8
10~12点(常にある)	609	60.4	15.3	22.5	8.7	5.6	3.3	2.0	7.9	1.5
7 ~9 点(時々ある)	3,866	81.9	8.5	9.8	4.1	1.6	1.0	0.5	3.0	2.0
4~6点(ほとんどない)	4,051	89.2	5.3	4.1	1.6	0.4	0.3	0.5	1.6	1.5
3点(決してない)	2,016	90.7	4.3	4.0	1.4	0.4	0.1	0.0	1.7	1.7

(3) 不安や悩みの相談相手の有無別孤独感(直接質問)

不安や悩みの相談相手の有無別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した 人の割合は、相談相手がいる人が2.9%、相談相手がいない人が23.6%となっている。

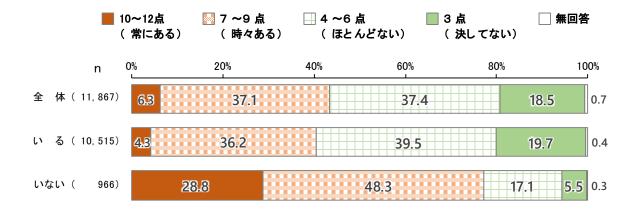
【図1-54】不安や悩みの相談相手の有無別孤独感(直接質問)



(4) 不安や悩みの相談相手の有無別孤独感(間接質問)

不安や悩みの相談相手の有無別にみると、孤独感スコアが「10~12点」という人の割合は、相談相手がいる人が4.3%、相談相手がいない人が28.8%となっている。

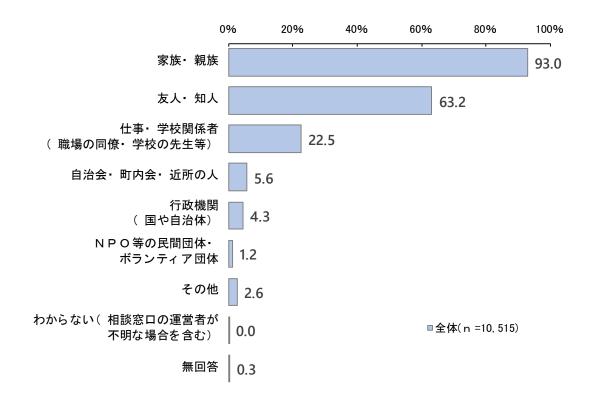
【図1-55】不安や悩みの相談相手の有無別孤独感(間接質問)



(5) 不安や悩みの相談相手の種類

不安や悩みが生じた場合の相談相手は「家族・親族」(93.0%)や「友人・知人」(63.2%)、「仕事・学校関係者(職場の同僚・学校の先生等)」(22.5%)が多くなっている。

【図1-56】不安や悩みの相談相手の種類【複数回答】



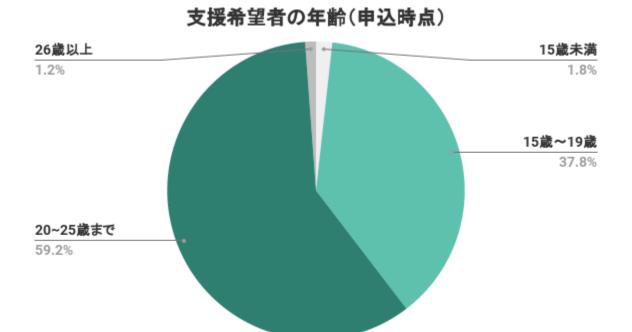
コロナ禍の10代の支援の現場より



年5月~11月の給付支援の

333名の内、面談に至った相談者は210名、支援を 受けた相談者は177名から算出

支援希望者の約38%が10代の若者

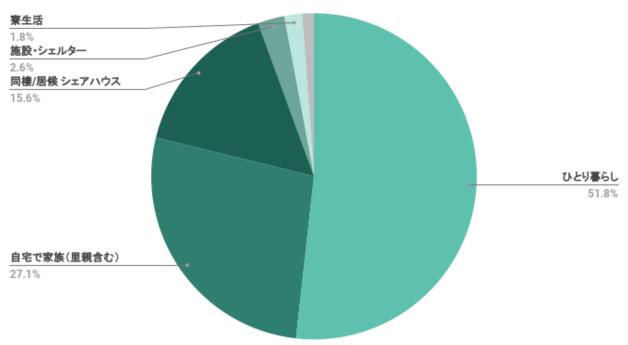


有効回答者数341人



支援希望者の51%がひとり暮らし

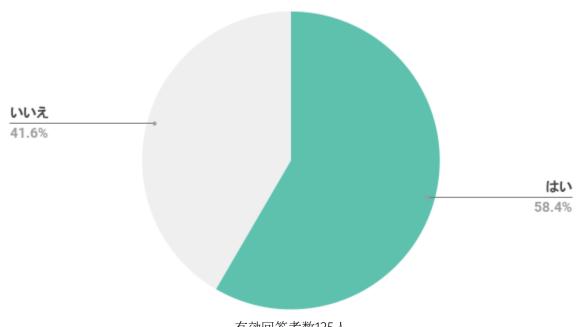
どのように暮らしていますか?(申込時点)





支援希望者の58%が借金や滞納を抱えている

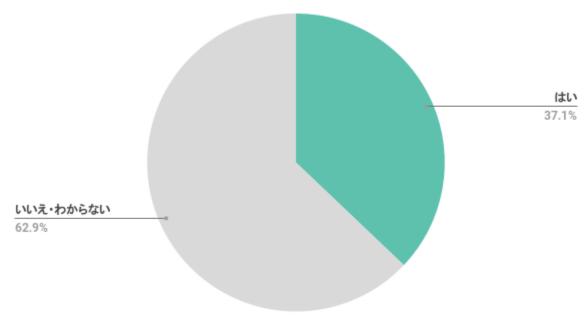
返済が必要な借金や滞納はありますか?





支援希望者の62%が給付金などの制度に申請したことがない・わからない

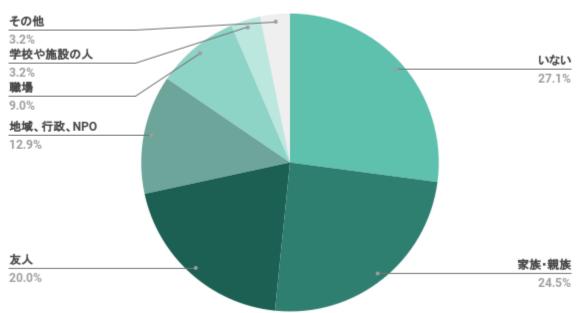
給付金・奨学金などの制度に申請したことがありますか?





支援希望者の27%が誰にも相談できない

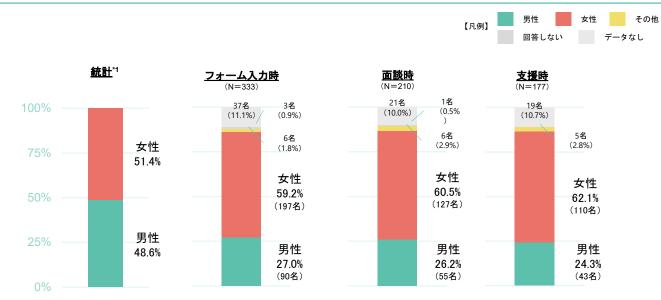
困っていることを誰かに相談しましたか?





相談者の性別の分布を分析すると、どのプロセスにおいても、一般と比較して女性の相談者の割合が多くなるという傾向があります。

各プロセスでの相談者の性別の分布 (単一回答)

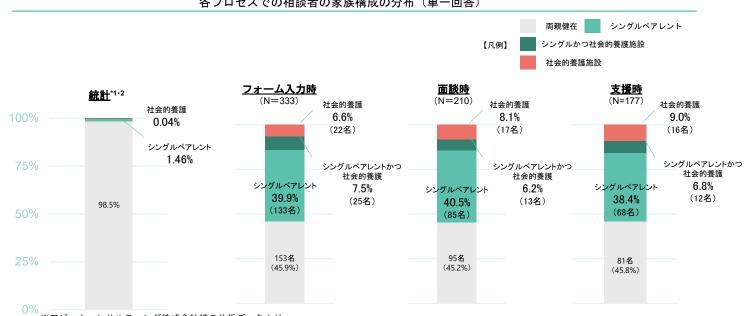


※アビームコンサルティング株式会社様の分析データより

*1:総務省統計局人口推移(令和4年3月)より、アビームコンサルティングにて編集した。

相談者の家族構成の分布を分析すると、どのプロセスでもシングルペアレントや社会的養護施設出身の相談者の割合が多くなるという傾向があります。

各プロセスでの相談者の家族構成の分布 (単一回答)

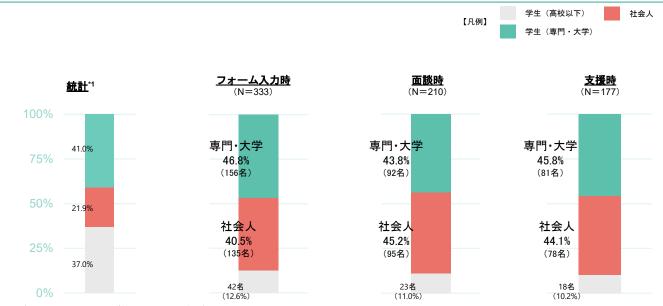


※アビームコンサルティング株式会社様の分析データより

- *2:社会的擁護施設については厚生労働省子ども家庭局・社会援護局障害保健福祉部「児童養護施設入所児童等調査の概要(平成30年2月1日現在)」を参照した。

相談者の社会的立場の分布を分析すると、一般と比較して社会人や大学・専門以上の学生の相談者の割合が多くなるという傾向があります。





※アビームコンサルティング株式会社様の分析データより

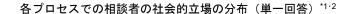
^{*1:}社会的立場については、「文部科学統計要覧(平成30年版)」及び総務省統計局「平成30年10月人口統計」を用い、本分析の対象となる26歳以下の年齢に絞ったうえでそれぞれの所属の割合をアビームコンサルティングにて算出した。

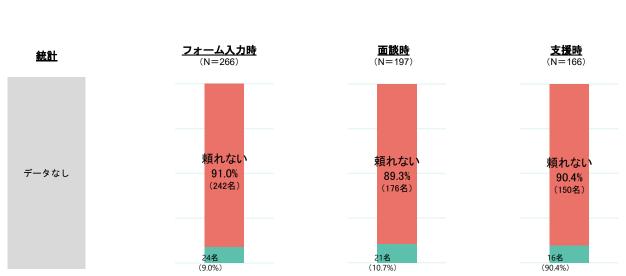
相談者の家族との関係性の分布を分析すると、いずれのプロセスでも一定して「家族に頼れない」相談者の割合が90%程度となります。

【凡例】

家族に頼れる

頼れない





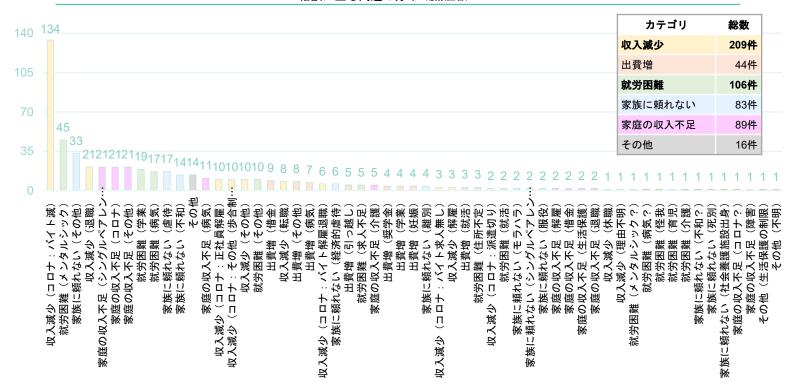
※アビームコンサルティング株式会社様の分析データより

^{*1:}各プロセスにおいて、相談者の相談内容記述の不足により家族関係の判断がつかなかった値を排除しているため、全ページまでと各プロセスの総数が異なっている。

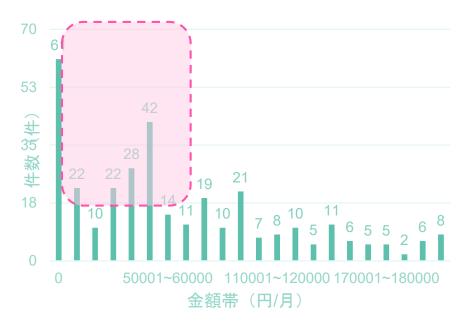
^{*2:「}家族に頼れない」とは、相談者困窮時の支援を家族が行えないこと及び生活に必要な資金を家族が十分に提供していない状況を指す。

要因別にみると、「収入減少」が最も多く、次いで「就労困難」が問題として挙がっています。

相談に至る問題の分布(複数回答)



相談者の収入は0円が最多となり、5万円以下が多い傾向にあります。



※アビームコンサルティング株式会社様の分析データより

※1:記載されている収入に幅がある場合は、その中央値を採用した。